## 藤沢市重層的支援会議設置要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第106条の4第2項第5号の規定に基づき、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制、並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する重層的支援体制整備事業のうち、多機関協働事業として実施する重層的支援会議(以下「会議」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。
  - 2 会議は、包括的相談支援事業を担う相談支援機関に寄せられる複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める。とりわけ、市役所内の関係課等が連携・協働した相談支援が可能となるよう、分野ごとの役割に応じた支援の実施に向けた助言及び進捗状況の確認を行う。

(所掌事務)

- 第2条 会議は、次の各項に掲げる事項を所掌する。
  - (ア) プランの適切性の協議

支援関係機関が参加して合議のもとで、多機関協働事業者が作成したプラン(アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者、参加支援事業者が作成したプランがある場合はこれらのプランを含む)について、適切性を判断する。

(イ) プラン終結時等の評価

多機関協働事業者のプラン終結時(アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者、 参加支援事業者が作成したプランがある場合はこれらのプラン終結時を含む)等に おいては、支援の経過と成果を評価し、支援関係機関の支援を終結するかどうか検 討する。

(ウ) 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置づけ、社会資源の開発に向けた取組を検討する。

(組織)

- 第3条 会議は、総括者及び構成員をもって組織する。
  - 2 総括者は、地域共生社会推進室長をもって充てる。
  - 3 構成員は、別表に掲げる課及び機関で構成する。

(総括者の職務及び代理)

- 第4条 総括者は、会議を代表し、所掌事項を総括する。
  - 2 総括者に事故があるとき又は総括者が欠けたときは、総括者があらかじめ指定する構成員の職員がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 会議は、原則月1回開催する。
  - 2 会議は、総括者が招集する。
  - 3 総括者は、必要があると認めたときは、会議に構成員以外の者を出席させ、その説

明又は意見を聴くことができる。

4 会議及び会議資料は非公開とする。

(秘密の保持)

- 第6条 構成員及び前条第3項により会議に出席した者(以下「構成員等」という。)は、会議及び活動を通じて知り得た個人の秘密に関する事項について、他に漏らしてはならない。
  - 2 構成員等は、関係者以外に情報が漏れないよう会議の資料を厳重に管理しなければならない。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、福祉部地域共生社会推進室において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、総括者が会議に 諮って定める。

附則

この要綱は、2021年(令和3年)12月3日から施行する。

## 別表 (第3条関係)

(庁内)

地域共生社会推進室、高齢者支援課、障がい者支援課、子ども家庭課、その他関係課等 (庁外)

藤沢市社会福祉協議会、その他支援関係機関等